

富山県公文書館年報

第 37 号

(令和 5 年度)

富山県公文書館

目 次

第1 業務の概要	1
1 利 用 状 況	1
(1) 入館者・行政利用	
(2) 行政資料等の閲覧	
(3) レファレンス（照会）	
2 所蔵資料とその整理	4
(1) 公 文 書	
(2) 歴 史 資 料	
(3) 受 贈 刊 行 物	
3 展 示 ・ 講 座 等	13
(1) 常 設 展	
(2) 企 画 展	
(3) 講 座	
4 調 査 研 究	18
(1) 調 査	
(2) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会	
5 1 年 の あ ゆ み	22
(1) 館 日 誌	
(2) 主な来館団体等	
第2 施 設 の 概 要	23
第3 組 織 ・ 予 算	24
第4 関 係 法 規	25
1 公文書館法	25
2 富山県公文書館条例	26
3 富山県公文書館条例施行規則	26
4 公文書館公文書等取扱要綱	28
5 公文書等の利用に関する事務取扱要綱	31
6 県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領	33
7 富山県文書管理規程（抜粋）	34
8 富山県情報公開条例（抜粋）	35
9 富山県情報公開条例施行規則（抜粋）	37
10 富山県公文書開示事務実施要綱（抜粋）	39
11 公文書等の管理に関する法律（抜粋）	40
第5 設 置 の 経 緯	41

第 1 業 務 の 概 要

1 利 用 状 況

(1) 入館者・行政利用

(単位：人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
一 般 入 館 者	264	195	310	187	209	156	519	365	165	151	204	222	2947
団 体 入 館 者	0	78	0	40	0	0	16	0	0	0	0	0	134
講座等利用者	0	46	177	0	35	34	118	46	0	0	0	0	456
入 館 者 計	264	319	487	227	244	190	653	411	165	151	204	222	3537
行 政 利 用 (県 職 員)	24	23	33	15	24	27	36	21	32	17	19	17	288

(2) 行政資料等の閲覧

ア 閲 覧 件 数

(単位：件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
刊 行 物 等	78	91	67	62	55	61	125	53	51	49	27	77	796
戦 前 公 文 書	0	10	3	0	0	8	0	2	2	0	7	0	32
歴 史 資 料	12	84	71	65	25	5	19	24	0	16	25	26	372
計	90	185	141	127	80	74	144	79	53	65	59	103	1200
行政利用件数 (県職員)	18	19	25	11	18	20	27	18	25	15	16	17	229

イ 主な閲覧資料

旦尾文書、石川県史だより、海内家文書、永伝寺文書、越中人譚、岡崎家文書、沖縄県公文書館研究紀要、沖縄県史、小矢部市史、加賀藩研究、加能史料補遺、菊池家文書、国立公文書館ニュース、近藤家文書、瑞泉寺文書、昭和十五年地方事務所開設一件、城野文書、写真集富山県 100 年、善徳寺文書、専福寺文書、高畠氏蔵文書、高岡市史料集、たてはく、玉井家文書、千葉文書、千葉東文書、鉄道省文書、砺波市史、富山市都市計画神通川廃川地区関係図面、富山史壇、とやまの歴史、富山県会議事録、富山県史料、富山県統計書、富山県の地名、富山県報、富山市史、長岡市双書、中山家文書、永森文書、滑川市史、羽馬家文書、平能家文書、広野家文書、藤井文書、福井県文書館だより、婦中町史、北陸銀行百年史、細入村史、万葉と富山、三重県史、山形県史、若林家文書 ほか

(3) レファレンス（照会）

ア レファレンス件数

（単位：件）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一 般	歴史関係	3	1	6	5	3	1	5	4	1	3	2	0	34
	行政関係	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
古文書110番	歴史関係	1	1	3	3	3	2	1	6	2	2	7	3	34
計		4	2	9	8	6	3	6	11	3	5	9	3	69

イ レファレンスの方法

（単位：件）

区 分	一 般	古文書110番	計
来 館	19	32	51
電 話	5	0	5
電子メールなど	10	1	11
書 面	1	1	2
計	35	34	69

ウ レファレンスの内容

一 般		件数	古文書110番		件数
a	県政に関すること	0	a	古文書の解説・解説	31
b	公文書館に関すること	1	b	保存についての相談	2
c	富山県史、市町村史、他都道府県史に関すること	11	c	調査依頼	1
d	史資料に関すること	19	計		34
e	事物の由来に関すること	2			
f	自家史等に関すること	2			
g	その他	0			
計		35			

エ 主なレファレンス

（ア） 一般

（b） 公文書館に関すること

- ・ 国立公文書館の有料図録があれば、閲覧したい。

（c） 富山県史、県内市町村史、他都道府県史に関すること

- ・ 太平洋戦争後の富山市寺町にあった報国砂鉄製錬(株)富山工場について知りたい。
- ・ 明日山法福寺灯明田寄進状にある「百俵地」の意味、宝福寺の実質取分を知りたい。
- ・ 「洩物改」とは何か教えてほしい。
- ・ 立山町立利田小学校の校歌の作詞者、不破重常先生の生没年、出身などを知りたい。



古文書の現地調査



古文書の解読依頼への対応

(d) 史資料に関すること

- ・親戚の家に伝わる古文書について知りたい。
- ・昭和17年設置の中新川郡地方事務所の写真があるか知りたい。
- ・「木倉豊信氏旧蔵文書」のデジタル公開はいつになるか教えてほしい。
- ・昭和28年に神通川第一ダムが建設され、一部水没した右岸の吉野村（旧大沢野町内）の水没前の様子が分かる地図があるか知りたい。

(e) 事物の由来に関すること

- ・「ぶり起こし」の歴史や由来について教えてほしい。
- ・『富山県史民俗編』の「売薬業者と信仰」の項目で参考になった文献史料を知りたい。

(f) 自家史等に関すること

- ・射水郡渡り村（現・高岡市守護町）の土地所有関係がわかる史料や絵図を知りたい。
- ・曾祖父の出身地である新川郡門前町とはどこか教えてほしい。

(イ) 古文書110番

(a) 古文書の解読・解説

- ・所有の教育勅語が企画展の展示史料と同文か知りたい。
- ・先祖の説明（由緒）の解読をしてほしい。
- ・掛軸に書かれた作者名を知りたい。

(b) 保存についての相談

- ・旧家解体につき所蔵資料について相談したい。

オ 「古文書110番」の運営

「古文書110番」は、貴重な記録史料の消失・散逸・劣化防止についての県民への啓発と、県民が古文書を大切にする機運づくりに資するため、平成16年7月に設置された。

「古文書110番」にはさまざまなレファレンスが寄せられ、県内の古文書に関する相談窓口として定着してきたところである。当館が委嘱している古文書調査員との連携に十分留意しながら、今後も県民からの古文書に関する相談への対応、情報収集及び調査を進めていきたい。

2 所蔵資料とその整理

(1) 公 文 書

ア 現用保存公文書

公文書館では、昭和62年4月1日から施行された文書管理規程により、現用公文書のうち、永久保存及び10年保存の文書で完結後5年経過したものを保存している。

公文書館へは、保存箱に収納して引き継がれ、それを保存年限別・部局別、室課別に分類のうえ管理番号を付して書庫に配架している。

令和5年度は、永久保存文書164箱、10年保存文書88箱の計252箱を引き継いだ。令和5年度末現在で公文書館が保存している公文書は、18,035箱となっている。

保存公文書の検索資料として、毎年度総務課において、本庁書庫及び公文書館で保存されているものも合わせ保存文書目録を作成し、県民及び県職員の利用に供している。

イ 非現用保存公文書

非現用保存公文書は、行政上の利用価値が減少したものの歴史的価値がある公文書として、公文書館が選定し、本庁及び出先機関から移管を受けた文書である。

現在、公文書館が保存している非現用保存公文書の主なものは、地方自治法施行以前に完結した公文書（いわゆる戦前公文書）1,905簿冊である。

○地方自治法施行以前公文書

区 分	冊 数	区 分	冊 数
機 密 文 書 ・ 雑 書 等	289	表 彰 関 係	133
皇 室 関 係	80	人 事 関 係	481
郡 市 町 村 関 係	67	軍 事 関 係	52
県 会 ・ 県 参 事 会	273	農 林 ・ 土 木 関 係	530
		合 計	1,905

○ 現用保存公文書収納内訳

令和6年3月31日現在(単位:箱)

所 属	永 久	10 年	計	所 属	永 久	10 年	計
成 長 戦 略 室	41	0	41	商 工 企 画 課	73	6	79
デジタリ化推進室	1	0	1	地 域 産 業 支 援 課	599	66	665
働き方改革・女性活躍推進室	80	0	80	立 地 通 商 課	26	2	28
広報・ブランディング推進室	19	0	19	労 働 政 策 課	106	0	106
知 事 政 策 局 計	141	0	141	商 工 労 働 部 計	804	74	878
防 災 ・ 危 機 管 理 課	10	0	10	農 林 水 産 企 画 課	200	0	200
消 防 課	60	1	61	農 産 食 品 課	110	2	112
危 機 管 理 局 計	70	1	71	農 業 経 営 課	2,214	82	2,296
ワンチームとやま推進室	322	11	333	農 業 技 術 課	119	34	153
観 光 振 興 室	17	2	19	農 村 整 備 課	1,487	14	1,501
地 方 創 生 局 計	339	13	352	農 村 振 興 課	632	4	636
交 通 戦 略 企 画 課				森 林 政 策 課	614	15	629
広域交通・新幹線政策課	23	0	23	水 産 漁 港 課	159	5	164
航 空 政 策 課				新川農林振興センター	51	0	51
交 通 政 策 局 計	23	0	23	富山農林振興センター	11	0	11
人 事 課	617	32	649	農 林 水 産 部 計	5,597	156	5,753
秘 書 課	293	0	293	管 理 課	260	17	277
総 務 課	229	1	230	建 設 技 術 企 画 課	268	13	281
統 計 調 査 課	39	3	42	道 路 課	651	8	659
学 術 振 興 課	0	3	3	河 川 課	1,078	8	1,086
財 政 課	210	0	210	砂 防 課	423	8	431
管 財 課	79	0	79	港 湾 課	414	3	417
税 務 課	102	0	102	都 市 計 画 課	1,095	20	1,115
経 営 管 理 部 計	1,569	39	1,608	建 築 住 宅 課	633	26	659
県 民 生 活 課	67	1	68	営 繕 課	123	191	314
文 化 振 興 課	53	1	54	富山土木センター	278	0	278
ス ポ ー ツ 振 興 課	2	0	2	高岡土木センター	70	0	70
国 際 課	29	4	33	土 木 部 計	5,293	294	5,587
環 境 政 策 課	63	14	77	検 査 室	15	0	15
自 然 保 護 課	343	16	359	出 納 課	5	132	137
環 境 保 全 課	780	6	786	総 務 会 計 課	15	0	15
生 活 環 境 文 化 部 計	1,337	42	1,379	出 納 局 計	35	132	167
厚 生 企 画 課	742	8	750	企 業 局	7	0	7
高 齢 福 祉 課	194	1	195	企 業 局 計	7	0	7
こ だ も 家 庭 室	52	1	53	人 事 委 員 会	13	0	13
障 害 福 祉 課	54	20	74	監 査 委 員	9	0	9
医 務 課	399	2	401	労 働 委 員 会	46	0	46
健 康 対 策 室	87	0	87	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	7	0	7
生 活 衛 生 課	118	3	121	各 種 委 員 会 計	75	0	75
く す り 政 策 課	161	43	204	教 育 委 員 会	108	0	108
中 央 病 院	1	0	1	教 育 委 員 会 計	108	0	108
厚 生 部 計	1,808	78	1,886	合 計	17,206	829	18,035

※組織改編による文書移管はR6.3.31現在で把握できるものを記載

(2) 歴 史 資 料

ア 史資料の整理・製本化

当館が保存する歴史資料は、富山県史編さん班より引き継いだものと当館へ寄贈・寄託されたものを主とする。

県史編さん資料の形態は古文書の複写本、ネガ・フィルム類、古文書の解読筆写原稿、また刊行物の複写物など様々であるが、古代、中世、近世、近代、現代、考古、民俗の7部門に分けて配架している。そのうち、古文書の複写本は目録刊行後に順次閲覧に供している。当館寄贈・寄託史料は仮目録作成後にマイクロ撮影、紙焼製本を行い、本目録を作成した後に複写本にて閲覧に供している。

なお、閲覧可能な史資料については、当館ホームページにおけるデジタルアーカイブにおいて検索が可能である。

イ 目録の刊行

令和6年3月に南砺市野尻の菊池淳則氏より寄託された菊池家文書の目録を刊行した。当家は近世砺波郡の十村役を務めた家柄で、大部分の史料はすでに富山大学附属図書館の所蔵となっているが、一部菊池家に残された史料を当館が預り、整理した。内容は十村役の職務・由緒・家政の他、歴代当主の文芸活動に関するものである。史料件数は2193件である。

ウ 寄贈寄託文書

・ 寄贈文書

田近家文書（100点） 令和5年7月13日寄贈

富山市の田近貞克氏からの寄贈 新川郡下番村（旧大山町）関係文書

坂口家文書（12点） 令和5年9月5日寄贈

富山市の坂口清氏からの寄贈 版本（欄間雛形等）、新形稽古本（浄瑠璃）

黒田家文書（19点） 令和5年9月8日寄贈

富山市の池田薫氏からの寄贈 尋常小学校修業証書・精勤賞状

入善町下飯野公民館文書（236点） 令和5年9月8日寄贈（寄託より変更）

入善町の野坂功氏からの寄贈 流木見合札、地引絵図打立野帳（明治期）など

浅野功家文書（1点） 令和5年12月1日寄贈

富山市の浅野功氏からの寄贈 総持寺住持職補任状

太田久夫氏旧蔵文書（8点） 令和5年12月6日寄贈

高岡市の太田久夫氏からの寄贈 岩倉規夫より太田久夫氏宛書簡

枅田家文書（328点） 令和6年1月18日寄贈（寄託より変更）

上市町の栢田諧三氏からの寄贈 柿沢村土地関係、県会議員栢田諧太郎関係

・ 寄託文書

野崎家文書（94点） 令和5年7月3日

上市町の野崎理貞氏からの寄託 年貢関係（御高掛諸役帳）など

中島家文書（8点） 令和5年9月15日

高岡市の中島司氏からの寄託 学童集団疎開事業協力への感謝状 など

(3) 受贈刊行物 令和5年4月～令和6年3月

ア 国機関など（22点）

〔外交史料館〕 外交史料館報第36号

〔宮内庁〕 書陵部紀要74号

〔国立公文書館〕 国立公文書館ニュース第34～36号、館報北の丸第55号、展示図録「病と生きる～江戸時代の疫病と幕府医学館の活動」

〔国立国会図書館〕 国立国会図書館月報No. 744～No. 755

〔防衛研究所〕 戦史研究年報26号、オーラル・ヒストリー11号、戦争史研究国際フォーラム報告書～戦争と情報の歴史的考察

イ 他都道府県、文書館など（160点）

〔北海道立文書館〕 赤れんがNo. 58、調査研究事業報告書第6号

〔北海道博物館〕 アイス民族文化研究センター研究紀要第8号、特別展「ユネスコ世界遺産登録記念 北の縄文世界と国宝」

〔札幌市公文書館〕 公文書館だより第11号

〔青森県立郷土館〕 青森県立郷土館報通巻50号、研究紀要第47号、郷土館だより第182・183号

〔秋田県〕 野上陳令日記第1巻

〔秋田県公文書館〕 研究紀要第29号

〔鹿角市教育委員会〕 鹿角市古文書整理報告書

〔福島県歴史資料館〕 福島県史料情報第65～67号、収蔵資料目録第54集

〔山形県〕 山形県史だより第22～24号

〔茨城県立歴史館〕 史料叢書26一橋徳川家文書

〔常陸大宮市〕 常陸大宮の記録と記憶 第8号、大宮町を映したガラス乾板

〔栃木県立文書館〕 文書館だより65号、研究紀要27号、企画展「栃木の成立と県庁移転」

〔栃木県立博物館〕 企画展「近代皇室と栃木～とちぎ御用邸ものがたり」

〔埼玉県〕 史料叢書25栗橋関所史料3

〔千葉県文書館〕 千葉県の文書館第28号、企画展「日記のなかの関東大震災」、収蔵文書目録第36集

〔千葉県史料保存活用連絡協議会〕 千葉史協だより第57号

〔松戸市立博物館〕 年報第30号、紀要第30号、館蔵資料目録1 プラスチックのデザイン関係資料

[伊能忠敬記念館] 年報24号
 [東京都公文書館] 年報令和4年度、東京都公文書館だより42・43号、行政資料集録令和2・3年
 [江戸東京博物館] 江戸東京博物館ニュースvol. 118・117号、紀要第13号
 [板橋区教育委員会] 第21回櫻井徳太郎受賞作文集
 [武蔵野ふるさと歴史館] 企画展「武蔵野のくらし～はこぶ・はかる・のこす」
 [港区] 図説港区の歴史、港区史第6～8巻、通史編 現代上・中・下
 [神奈川県立公文書館] 公文書館だより第48・49号、年報令和4年度、紀要第11号
 [神奈川県立歴史博物館] 研究報告人文科学第50号
 [相模原市立公文書館] 年報令和4年度の運用状況報告、公文書館だより第17・18号
 [寒川町] 寒川町史研究第34号
 [藤沢市文書館] 藤沢市史研究第55号、歴史をひもとく藤沢の資料7、藤沢市史ブックレット12
 [横浜開港資料館] 開港のひろば155号
 [横浜市史資料室] 横浜市史資料室通信第46～48号、紀要第13号、報告書「戦後横浜～それぞれの出発」
 [新潟県] 県の石翡翠～まるごとガイドブック
 [新潟県立文書館] 年報第30号、文書館だより第38・39号
 [新潟県歴史資料保存活用連絡協議会] 新史料協だよりNo.28
 [新潟市歴史博物館] 歴史博物館ニュースvol. 58～60
 [長岡市立中央図書館] 長岡あーかいぶ第21号
 [石川県教育委員会] 研究紀要近世史料研究 創刊号
 [石川県立歴史博物館] れきはくNo.140～143
 [金沢市立玉川図書館近世史料館] 御用方手留2
 [前田土佐守家資料館] 起居録83～85号
 [福井県文書館] 年報第20号、文書館だより31号、資料叢書19、福井藩士履歴11
 [長野県立歴史館] 長野県立歴史館だよりvol. 115～118、長野県立歴史館紀要29号、収蔵文書目録22
 [安曇野市公文書館] 安曇野市公文書館だより第10・11号、紀要第4号
 [小布施町文書館] 小布施町文書館だよりvol. 16・17
 [静岡県] 静岡県史資料編27近現代8
 [愛知県公文書館] 愛知県公文書館だより第28号、愛知県公文書館研究紀要創刊号
 [名古屋城調査研究センター] センターだより第4号、紀要第4号、名古屋城資料叢書1
 [岡崎市] 岡崎町方文書
 [三重県] 三重県史研究第38号
 [三重県総合博物館] 年報第9号、みえんしず第40～43号、研究紀要No.9、資料叢書No.9、企画展「親鸞と高田本山」「鳥のひみつ調べ隊！」
 [滋賀県立公文書館] 滋賀のアーカイブズNo.13・14
 [京都学・歴彩館] 京都学・歴彩館紀要第6号
 [奈良県立図書館情報] 芸亭第15号
 [尼崎市立地域研究史料館] 地域史研究123巻

〔和歌山県立文書館〕文書館だより63・64号、古文書・公文書の収集・保存・整理・活用～和歌山県立文書館の業務

〔岡山県立記録資料館〕岡山のアーカイブズ12、紀要第18号、資料叢書17

〔山口県文書館〕文書館ニュースNo.57、研究紀要50号

〔徳島県立文書館〕研究紀要第10号、企画展「地券と土地台帳」「和田島村と和田津新田」

〔香川県立文書館〕紀要第26号

〔愛媛県歴史文化博物館〕歴博だより114～116号、資料目録第31、研究紀要第28号、特別展「浄土寺・浄瑠璃寺と写し霊場」「学校の宝物」

〔福岡共同公文書館〕福岡共同公文書館だより第21・22号、年報第11号

〔福岡市総合図書館〕研究紀要第23号、古文書だより第2号

〔柳川市〕柳川の歴史6 近世柳川の武家文化

〔柳川市古文書館〕館報第2号、史料目録第31号

〔佐賀県公文書館〕佐賀県公文書館だより第9号

〔大分県立先哲史料館〕研究紀要第28号

〔大分県公文書館〕大分県公文書館だより第30号

〔中津市〕アーカイブズ講座報告書10、新中津市学校活動報告書第4号

〔島原市教育委員会〕肥前島原松平文庫調査報告書2

〔沖縄県〕沖縄史料編集紀要第45号

〔沖縄県公文書館〕琉政だより15・16

ウ 大学・研究団体など（99点）

〔青山学院大学〕史友第55号、青山史学第41号

〔大阪大学アーカイブズ〕大阪大学アーカイブズニュースレター第21号

〔お茶の水女子大学〕お茶の水史学No.66

〔学習院大学〕紀要第29号、ミュージアムレターNo.50・52、G C A S レポートVol. 13

〔神奈川大学〕日本常民文化研究所年報2022、民具マンスリー第55巻10～12号第56巻1～9号、神奈川大学史資料集第40集、紀要第8号、歴史民俗資料学研究28号、離宮八幡宮文書目録（四）、常民文化研究第1・2巻

〔京都大学〕大学文書館だより44・45号、総合博物館年報令和4年度、総合博物館ニュースレターNo. 57～59、文書館研究紀要第21号

〔慶応義塾大学〕慶応義塾史展示館だよりNo.4・5

〔滋賀大学〕研究紀要第56号、企画展「初代忠兵衛と事業経営」

〔「書物・出版と社会変容」研究会〕書物・出版と社会変容第23～30号

〔白井哲哉〕防災と被災地復興の基盤を形成する地域災害資料・情報学の構築～国際比較の観点から

〔住友史料館〕住友史料館報 第56号

〔全国大学史資料協議会〕研究叢書第23号

〔全国大学史資料協議会東日本部会〕大学アーカイブズNo. 66・67

〔全国歴史資料保存利用機関連絡協議会〕会報113・114号、記録と史料第33号

[専修大学] 専修大学史紀要 第15号
 [筑波大学] 筑波大学アーカイブズだよりNo.7、筑波大学アーカイブズ年報第6号
 [帝京大学総合博物館] 館報第5号
 [帝国データバンク史料館] m u s e vol. 43
 [東海国立大学機構] 大学文書資料室ニュース第40号
 [東海大学] 学園史ニュースNo.18、資料叢書12
 [東京大学史料編纂所] 画像史料解析センター通信100～103、研究紀要第33号、所報第58号
 [東北大学] 東北大学史料館だよりNo. 38・39、東北大学史料館研究報告第18号、国史談話会雑誌第64号、C O V I D 19の下で記録に向き合う博物館・史料レスキュー活動と状況の記録
 [東洋大学] 文学部紀要第76集史学科篇第48号
 [徳川黎明会] 金鯢叢書第50輯
 [富山大学] 公開フォーラム記録集～商業施設を生かした地域プラットフォームの可能性
 [南山学園] アルケイア第17号、史料集第17号、南山アーカイブズニュース第15号
 [日本近代史研究会] 近代史料研究23号
 [日本大学] 大学史展示記録2015～2021、大学史ニュース第24～26号、響誌第18・19号
 [広島大学] オーラルヒストリー叢書第2集、文書館だよりvol. 1・2
 [法政大学大原社会問題研究所] 環境アーカイブズニュースレター第9号
 [三井文庫] 三井文庫論叢第56・57号、三井高利と越後屋～三井創業期の事業と文化
 [三菱経済研究所] 三菱史料館論集第24号
 [明治大学] 大学史紀要29号、ニュースレター明治大学史No.19、平和教育登戸研究資料館館報第9号
 [明治安田生命クオリティオブライフ文化財団] 地域の伝統文化第31号
 [冷泉家時雨亭文庫] 志くれていNo. 164～167
 [和歌山大学紀州経済史文化史研究所] 研究紀要第44号、きのみなと第11号、特別展「移民と和歌山2023記憶と遺物の継承」
 [早稲田大学] 史観第187～189冊

エ 県内自治体関係および研究団体・個人など（126点）

[安藤竜] 加賀藩領における鉄砲改めと狩猟、鳥害獣
 [越中史壇会] 富山史壇201、202号
 [大山歴史民俗研究会] 大山の歴史と民俗第25・26号
 [おやべ生涯学習友の会] 昭和のおやべ～カメラがとらえたわが郷の姿第6集
 [加賀藩研究ネットワーク] 加賀藩研究第13号
 [學了] ナガサワ・マンダラ絵解き第9・10号
 [上市町教育委員会] 令和4年度ふるさと町民学園～学習の記録
 [黒部市歴史民俗資料館] 特別展「宇奈月温泉とともに歩んだ人々」
 [楠井隆史] 日本海・富山湾の海洋ごみ問題
 [胡桃正則] 能楽図書明細
 [高志の国文学館] 保与 第16号

[小林敦子] 明治期の民謡と踊りの再創造における近代化政策の影響
 [小山貴子] 中世修験道の展開と地域社会
 [素粒事務局] 素粒第19、20号
 [高岡市万葉歴史館] 万葉を愛する会だより97～99号、高岡市万葉歴史館紀要第33号
 [高岡市立中央図書館] 高岡の図書館109号、高岡市史料集第34集
 [高岡市立博物館] 博物館だより第29号
 [高岡市立福岡歴史民俗資料館] 年報No.33・34
 [東部林業協会ほか] 令和5年度新川林業のしおり
 [砺波郷土資料館] 若い人に伝えたい砺波地方の衣の歴史、郷土先人展「砺波に生まれた器～三助焼の誕生と歴史」
 [富山石文化研究所] 富山石文化研究報告12
 [富山近代史研究会] 近代史研究第46号
 [富山県] 富山県議会四ヶ年の回顧（平成31～令和5年）、富山県統計年鑑令和3年度、富山県市町村要覧、100の指標統計からみた富山令和4年版、富山県民福祉基本計画第三次改訂版
 [富山県芸術文化協会] とやま文学第41号
 [富山県立山カルデラ砂防博物館] 博物館だよりNo. 80
 [富山県立山博物館] 年報第32号、たてはく第123～126号、研究紀要vol. 29
 企画展「越中立山の近世本草学」「みてみて！仏像のポーズ」
 [富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所] とやま発掘だより、令和4年度埋蔵文化財年報
 [富山県埋蔵文化財センター] 年報令和4年度、埋文とやまvol. 160～165、特別展「富山県出土の重要考古資料15」、「黄泉つ国から」
 [富山県立イタイイタイ病資料館] 事業年報第24号、富山県立イタイイタイ病資料館だより2023春・秋号
 [富山県立図書館] ライブラリィとやま第103・104号
 [富山市大山歴史民俗資料館] 企画展「とやまの山城～大山地域編」
 [富山市郷土博物館] 館報令和3年度、特別展「富山駅123年」
 [富山市埋蔵文化財センター] 富山市埋蔵文化財調査報告109・110、富山市の遺跡物語No.24
 [富山市売薬資料館] 特別展「養立湯」
 [富山市民俗民芸村] 民村vol. 9、企画展「呉羽丘陵」
 [富山大空襲を語り継ぐ会] 富山大空襲を語り継ぐ会会報第217・218号
 [中村学] 成田紀
 [鍋谷良和] 下新川郡春日村関係文書目録
 [滑川市立博物館] 滑川市立博物館だよりNo.49、特別展「再発見！本江遺跡」「滑川の薬売り」「北國街道をゆく」
 [氷見春秋会] 氷見春秋第84号
 [平井一雄・佐田保] 富山市八尾町杉原野開拓義民碑
 [古川知明] 常願寺川石工中川甚右衛門編
 [北陸石仏の会] 北陸石仏の会々報 第41～71号
 [松島吉信] 富山県の治水の歴史的考察～明治期の水害誌と論壇を手がかりに

〔見瀬和雄〕 中近世日本海沿岸地域の史的展開

〔南弘先生顕彰会〕 南弘先生～人と業績続々

〔ミュゼ福岡カメラ館〕 年報No.7

〔山崎梓〕 大楽寺所蔵資料の調査～大楽寺田村コレクション目録

3 展示・講座等

(1) 常設展

「富山県の誕生と県政の動き」をテーマとして、次の9つのコーナーに分けて明治から大正、昭和、平成までの富山県の歴史を展示、紹介している。

- ・「越中の明治維新」

加賀藩に従って官軍方につき、越後に向けて出陣した北越戦争やその後の版籍奉還や廃藩置県について

- ・「ゆれ動く県境」

廃藩置県以降、明治16年の富山県分県までの県境の変遷について

- ・「分県運動」

自由民権運動の高まりのなかで、民権派を中心とした分県運動と富山県の分県実現について

- ・「治水問題」

明治期の洪水被害の多発と治水対策について

- ・「利水から工業県へ」

明治32年大久保発電所の設立とその電力の工業への利用について

- ・「昭和恐慌と戦争」

昭和初期の深刻な経済状況を克服するためにとられた紡績業・化学工業の大工場の誘致と、富山県からの南米移民・満蒙開拓団派遣などの恐慌対策について

- ・「終戦直後の人々の暮らし」

日中戦争が泥沼化し、太平洋戦争の戦局が悪化するなかで、食糧不足による代用食・混食への食生活の変化、生活必需品の不足から配給制や切符制の開始、空襲により焦土と化した富山市域やその復興計画について

- ・「高度経済成長と暮らしの変化」

昭和25年からの朝鮮戦争による特需、30年代から40年代半ばの高度成長期の県民の生活の変化、特に電気洗濯機・電気冷蔵庫などの家庭の電化、テレビの価格と月収に占める割合の変化などについて

- ・「市町村の合併」

明治・大正・昭和・平成にわたる富山県における市町村の合併について

【期間限定特別展示】

令和5年のNHK大河ドラマ「どうする家康」の放映にちなみ、11月10日（金）から12月22日（金）までの6週間、徳川家康書状（浅井氏収集文書・当館所蔵）を展示した。この史料は、「岐阜落城につき」で始まる9月7日付の書状で、関ヶ原の戦いの前哨戦である岐阜城攻めの後、すなわち慶長5年（1600）に発給したものと考えられる。宛先部分が切り取られており、誰に宛てたか不明である。（史料はデジタルアーカイブの画像を参照）



(2) 企画展

令和5年(2023)年5月9日、富山県は明治16年(1883)の置県から140年の節目を迎えた。当館ではこれを記念し、国立公文書館所蔵資料展「日本の近代教育のあゆみと富山」をテーマに、10月5日(木)から11月7日(火)にわたり、独立行政法人国立公文書館との共催による展示会を当館展示室において開催した。我が国および富山県が近代化を進めた時代を「教育」の視点から振り返り、現在の教育の礎となった制度や、郷土の先人たちの教育にかける思いなどを、四部構成で紹介した。開催期間中は、土・日・祝日も展示室を公開した。

1. 富山県と近代教育のはじまり

明治4年(1871)の廃藩置県に伴う最初の富山県の設置から明治16年5月に現在と同じ県域を持つ富山県が設置されるまでの経過とともに、「学制」から「小学校令」に至る明治前期の国の教育制度の変遷と富山における小学校開設の動きに関わる資料を紹介した。「教育令布告ノ件」「小学校令ヲ定ム」(国立公文書館所蔵)、「富山県設置の太政官達」(当館所蔵)、『学制』(海内家文書・当館所蔵)、「伏木小学校設立につき願書」(高岡市立伏木図書館所蔵)などを展示し、「大日本帝国憲法(複製)」(国立公文書館所蔵)は、全条文を読める形で展示した。

2. 教育のひろがり

明治23年の「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)の下賜と、明治中期以降進められた小学校教育の充実、小学校に続く各種学校の整備に関わる資料を紹介した。「教育勅語(複製)」「小学校教則大綱ヲ定ム」「高等女学校令ヲ定ム」(国立公文書館所蔵)、「西呉羽尋常小学校授業料領収簿」(中村家文書・当館所蔵)、「尋常高等小学校学校家庭通信簿」(高浪家文書・当館所蔵)などを展示した。

特設コーナー① 明治・大正期の学校教材

明治・大正期に学校で使用された教材や、当時の小学校の授業の様子や教員の日常をうかがい知ることができる資料を紹介した。国立公文書館所蔵の「獣類一覧」などの動物の図4点と、植物を描いた「博物図」4点の教育参考掛図の複製を期間中に展示替えをしながら展示した。また、「教授日録(第一巻・第五巻)」(富山県教育記念館所蔵)、『越中地誌略』(佐伯家文書・当館所蔵)、『小学読本 卷之二』(羽馬家文書・当館寄託)などを展示した。

3. 社会の変化と教育

大正期の高等教育の充実を図る国の動き、学校における「児童中心主義」教育の実践、昭和に入ってから戦争による影響など、社会が変化するなかで教育はどのように対応したのかをうかがい知ることができる資料を紹介した。「大学令○高等学校令ヲ定メ○中学校令中改正ノ件ハ枢密院ヨリ撤回ス」「小学校令改正ノ件」「学童疎開強化要綱」(国立公文書館所蔵)、『児童中心教育の考察』(富山県師範学校附属小学校編・富山県立図書館所蔵)、『新時代に於ける学校組織 秋季学年の提唱』(富山市刊行・富山県立図書館所蔵)、『郷土学習読本』(富山県氷見町上伊勢尋常小学校刊行・富山県教育記念館所蔵)、「学童集団疎開事務委員委嘱状」(中島家文書・当館寄託)などを展示した。

特設コーナー② 富山の教育の発展に寄与した人々

伏木港の近代化に尽力し、学制に基づく県内最初の小学校である伏木小学校設立に関わった藤井能三、旧制富山高等学校（現・富山大学）の設立のために多額の寄付をした馬場はる、旧制富山高等学校初代校長であった南日恒太郎、富山県師範学校および旧制富山高等学校の校長を歴任した蜷川龍夫の4人をパネルで紹介するとともに、国立公文書館に所蔵されている叙勲に関する記録などを展示した。

4. 現在の教育の礎

現在につながる戦後の教育制度改革、新制の富山大学の開学に関わる資料や当時の新聞記事（高岡市立中央図書館所蔵）を紹介した。「日本国憲法（複製）」「教育基本法」「富山大学新制国立大学設置について」（国立公文書館所蔵）などを展示した。

来館者からは、「時代を経て教育がどのように変わってきたか、今にどのようにつながっているかを感じることができてよかった」「馬場はるさんなど、人物紹介がとくに印象に残った」「現代は歴史に支えられて存在していることを改めて認識した」などの感想が寄せられ好評を得た。

5. 講演会

10月18日（水）、越中央壇会の布村徹氏をお招きし、「富山における近代教育の幕開けー県内最初の小学校が開校して150年ー」と題してご講演いただいた。定員を50名とするとともに、昨年度に引き続き、YouTubeのライブ配信（限定公開・要事前申込）も実施した。

まず、富山において近代的な教育がはじまる前提として、富山の風土が培った県民の先見性・進取の気性や、売薬や北前船がもたらした情報を収集・選択する力、江戸時代の地域共同体での庶民に対する教育の発展について指摘された。その土台の上に、富山でも学制の前後に先覚の士が小学校設立に尽力することで近代教育を牽引し、多くの県民も日々の生活に苦勞しながらも少しずつ近代的な教育の必要性への理解を深め、関わっていったと説明された。

聴講者からは、「江戸時代の庶民教育、明治期の近代化教育等について富山県の実情に踏まえて説明があり、非常にわかりやすかった」などの声が聞かれ、大変好評であった。



(3) 講 座

ア 歴史講座

富山県の歴史を様々な角度から県民に理解してもらうために歴史講座を開催した。昨年度に引き続きインターネットでのオンライン配信も行った。

[定員50名、時間はいずれも午前10時～11時40分]

	日 時	内 容	講 師	受講者数	ライブ配信
第1回	5月25日(木)	縄文時代小竹ムラの暮らしを考える	富山県埋蔵文化財センター 所長 河 西 健 二	44名	28名
第2回	6月8日(木)	新発見の平安時代の稲の品種リストについて —七尾市矢田遺跡出土木簡—	富山大学学術研究部人文科学系 教授 鈴 木 景 二	47名	30名
第3回	6月15日(木)	霊山立山の不思議 —クダベと天狗伝説—	富山県 [立山博物館] 学芸課 係長 細 木 ひとみ	41名	30名
第4回	6月22日(木)	前田利長の隠居政権と 越中四郡	金沢工業大学客員教授 石川県近世史料編さん室室長 木 越 隆 三	45名	35名
第5回	6月29日(木)	富山県の明治維新	富山近代史研究会 会長 城 岡 朋 洋	44名	35名

イ 古文書教室

富山県の歴史を資料に基づいて理解してもらうためには、史料の読解が不可欠である。そのため、本年も古文書の入門的な知識を学ぶ入門コースと、入門コース修了者を対象とした初級コースの2コースに分けて古文書教室を開催した。

<入門コース>

[定員30名、時間はいずれも午後1時30分～3時]

	日 時	内 容	講 師	受講者数
第1回	8月24日(木)	古文書の基礎知識	富山県公文書館 栄 夏 代	18名
第2回	8月31日(木)	古文書を読んでみよう I	富山県公文書館 菖 池 由美子	17名
第3回	9月7日(木)	古文書を読んでみよう II	富山県公文書館 高 森 邦 男	18名
第4回	9月14日(木)	古文書を読んでみよう III	富山県公文書館 寺 崎 美希子	16名

<初級コース> 「幕末の富山藩を取り巻く情勢と関所固め」

[定員30名、時間はいずれも午後 1 時30分～ 3 時30分]

	日 時	内 容	講 師	受講者数
第 1 回	10月12日(木)	関所の役割 —関所番人の勤め—	越中史壇会会員 宮 本 幸 江	30名
第 2 回	10月19日(木)	関所固めⅠ —天保 2 年の富山大火—		30名
第 3 回	10月26日(木)	関所固めⅡ —異国船の越中沖航行—		28名
第 4 回	11月 2 日(木)	関所固めⅢ —天誅組の変—		30名



歴史講座



古文書教室

4 調 査 研 究

(1) 調 査

ア 古文書調査

『富山県史』編纂時に調査した家別文書のうち、調査回数の少ない寺院や区有文書など20家について調査を行った。

本年度の内訳は、新川地区5家、富山地区3家、高岡地区6家、砺波地区6家の20家で、主な調査事項とその結果は、次のとおりである。(回答数：18家)

項目	内 容	家数	%	項目	内 容	家数	%	
① 所 蔵 状 況	所蔵している	10	55	④ 保 存 状 態	良好(補修を含む)	2	20	
	寄贈・寄託した	3	17		ほぼ良好	6	60	
	紛失した（行方がわからない）	2	11		良くない	1	10	
	見たことがない・その他	3	17		不 明（未回答）	1	10	
② 保 管 場 所	家の中・本堂など	7	70	⑤ 過 去 10 年 間 の 出 来 事	当主の交代があった	10		
	土蔵・収蔵庫など	1	10		家を建て替えた（転居を含む）	1		
	納屋など	0	0		散逸した（一部の散逸含む）	2		
	その他	2	20		寄贈・寄託した（一部のみ含む）	2		
③ 所 蔵 量	1～10点	6	60		目録を作成した	1		
	11～100点	4	40		変化なし	3		
	100点以上	0	0	⑥ 今 後 の 希 望	大事に保管したい	6	60	
	不 明	0	0		処分したい	0	0	
① 史料の一部所蔵の場合は、「所蔵している」に含む。 ① の合計は18家。 ② ③④⑥の合計は10家。 ⑤複数回答や該当なしがあるため、%表示をしない。					公的機関に預けたい	0	0	
					公的機関に寄贈したい	1	10	
					特に考えていない	2	20	
					その他	1	10	

令和5年度の古文書実態調査の回答率は90%であった。調査の結果、上記表①では「所蔵している」が55%である一方、紛失または見たことがないという回答が5家(28%)あった。大きな要因の一つとして当主の代替わりがあるが(10家、上記表⑤)、火事による焼損も1件あった。

古文書の保存状態をみると、所在が分かっている10家のうち、補修の実施も含めて「良好」・「ほぼ良好」を合わせて8家(80%)であり、1家が「良くない」(カビや虫食いの傷みがある)状態という回答であった。

今後の取扱いについては、「今後とも古文書を大事に保管したい」と回答された家は6家(60%)あり、史資料を後世に遺すことについて、所蔵者の関心の高さをうかがうことができる。また、「公的機関への寄託か寄贈を考えている」との回答が1家あった。一方で、代替わりや家の改築を契機に「史料の保管場所がわからなくなった」との回答が、近年多くなってきており、史資料を後世に遺すことについて、さらに呼びかけていく必要性があるといえる。

公文書館としては、今後とも古文書実態調査等による所在状況の把握と史料の散逸防止につとめ、古文書調査員や富史料協関係機関と連携、協力を図りながら古文書の保存・管理や情報提供を呼びかけるとともに、劣化防止方法の助言や、状況に応じて現地調査を着実に進めていきたい。

イ 古文書調査員会議

当館では、創設当初より毎年、民家や機関に所蔵されている古文書の実態調査を行っている。これと併行して、平成6年度から古文書の散逸防止を目的とし、県下を4ブロックに分け、それぞれ3名ずつ計12名の古文書調査員を配置している。各地域の歴史及び古文書等に精通する方々に調査員を依頼し、当館で会議を開き、情報の提供をしていただいている。調査員の方々には地域と公文書館のパイプ役を担っていただいている。

令和5年度の会議の概要は以下のとおりである。

第1回（令和5年7月20日）

- ・古文書調査員並びに公文書館職員の紹介
- ・古文書調査員制度の趣旨・制度説明
- ・令和5年度の公文書館古文書実態調査について
- ・各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

第2回（令和6年2月15日）

- ・令和5年度の古文書実態調査報告
- ・令和5年度の古文書寄贈・寄託および現地調査報告
- ・各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

古文書調査員一覧

地区名	古 文 書 調 査 員 名			
新川地区（3市4町1村）	飯 村 滋	寺 崎 眞理子	森 井 祐 子	
富山地区（1市）	五十嵐 俊 子	平 井 一 雄	兼 子 心	
高岡地区（3市）	新 井 て い	仁ヶ竹 亮 介	鈴 木 瑞 磨	
砺波地区（3市）	東 出 紘 明	今 枝 正 也	伊 藤 清 江	

（敬称略）

(2) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会

5月18日（木）に富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会（富史料協）の令和5年度総会を富山県公文書館研修室で開催し、下記の議案が承認された。

- 議案第1号 令和4年度事業報告
- 議案第2号 令和4年度収支決算報告
- 議案第3号 令和5年度事業計画（案）
- 議案第4号 令和5年度収支予算（案）

【令和5年度事業】

- ・理事会 4月20日（木）
- ・総会・講演会 5月18日（木）
- ・実務担当者研修 11月30日（木）
- ・会報発行 3月1日（金）



総 会



講 演 会



実務担当者研修

【富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会 会員名簿】

(令和6年3月31日現在)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 富山県公文書館 | 23 魚津市総務部総務課 |
| 2 富山県立図書館 | 24 魚津市立図書館 |
| 3 富山県埋蔵文化財センター | 25 魚津歴史民俗博物館 |
| 4 富山県立山カルデラ砂防博物館 | 26 滑川市立博物館 |
| 5 富山市公文書館 | 27 黒部市教育委員会 |
| 6 富山市教育委員会生涯学習課 | 28 黒部市歴史民俗資料館 |
| 7 富山市民俗民芸村 | 29 砺波市企画総務部総務課 |
| 8 富山市郷土博物館 | 30 砺波市立砺波郷土資料館 |
| 9 富山市立図書館 | 31 砺波市立砺波図書館 |
| 10 富山市大山歴史民俗資料館 | 32 南砺市総務部総務課 |
| 11 富山市猪谷関所館 | 33 南砺市教育委員会 |
| 12 高岡市総務部総務課 | 34 南砺市立中央図書館 |
| 13 高岡市総務部総務課市政資料室 | 35 氷見市立博物館 |
| 14 高岡市立中央図書館 | 36 氷見市立図書館 |
| 15 高岡市立伏木図書館 | 37 小矢部市総務部総務課 |
| 16 高岡市立戸出図書館 | 38 小矢部市民図書館 |
| 17 高岡市立博物館 | 39 舟橋村総務課 |
| 18 高岡市万葉歴史館 | 40 上市町総務課 |
| 19 高岡市福岡歴史民俗資料館 | 41 立山町総務課 |
| 20 射水市財務管理部総務課 | 42 立山町教育委員会 |
| 21 射水市新湊博物館 | 43 朝日町図書館 |
| 22 射水市中央図書館 | 44 入善町教育委員会事務局 |

(計44機関)

5 1 年のあゆみ

(1) 館 日 誌

4月20日(木)	富史料協理事会
5月18日(木)	富史料協総会・講演会
25日(木)	歴史講座（第1回）
6月4日(日)	置県140年記念講演会・パネルディスカッション
8日(木)	歴史講座（第2回）、全国公文書館長会議（～9日(金)）
15日(木)	歴史講座（第3回）
22日(木)	歴史講座（第4回）
29日(木)	歴史講座（第5回）
7月3日(月)	公文書館だより（第73号）発行
20日(木)	古文書調査員会議
21日(金)	施設見学受入れ（高岡南高等学校）
8月21日(月)	アーカイブズ研修Ⅰ（～25日(金)）
24日(木)	古文書教室（入門コース／第1回）
31日(木)	古文書教室（入門コース／第2回）
9月7日(木)	古文書教室（入門コース／第3回）
14日(木)	古文書教室（入門コース／第4回）
22日(金)	燐蒸済県公文書搬入（第1回目）
29日(金)	燐蒸済県公文書搬入（第2回目）
	東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会
10月5日(木)	企画展（国立公文書館所蔵資料展との共同開催）開設（～11月7日(火)）
12日(木)	古文書教室（初級コース／第1回）
18日(水)	企画展講演会
19日(木)	古文書教室（初級コース／第2回）
20日(金)	公文書館年報（第36号）発行
26日(木)	古文書教室（初級コース／第3回）
11月2日(木)	古文書教室（初級コース／第4回）
7日(火)	企画展閉設（10月5日(木)～）
15日(水)	三館合同消防訓練
30日(木)	富史料協実務担当者研修、全史料協第49回全国大会（～12月1日(金)）
1月25日(木)	監査委員事務局 事前監査
2月1日(木)	公文書館だより（第74号）発行、アーカイブズ研修Ⅱ（～2日(金)）
3月1日(金)	富史料協会報（第23号）発行

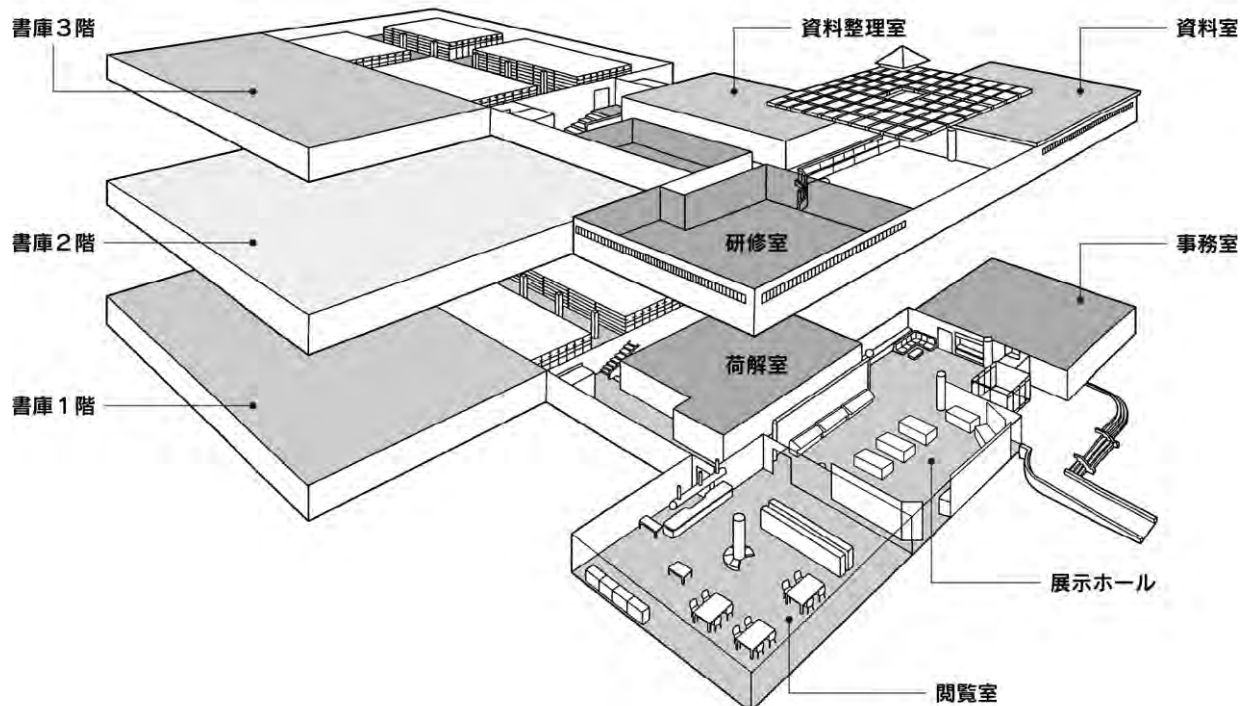
(2) 主な来館団体等

7月21日(金)	施設見学受入れ（高岡南高等学校）
----------	------------------

第2 施設の概要

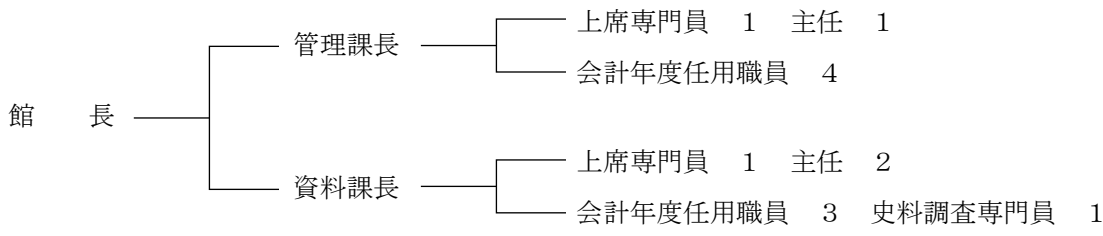
- 1 敷地面積 10,408㎡
- 2 建物延面積 3,997㎡（事務棟1,490㎡／書庫棟2,507㎡）
- 3 構造 鉄筋コンクリート造
事務棟 地上2階 地下1階
書庫棟 地上3階
- 4 各室面積

1階	閲覧室	147㎡	／	展示室	128㎡	／	ホール	61㎡
	事務室	99㎡	／	搬入・荷解室	79㎡			
2階	資料整理室	67㎡	／	研修室	142㎡			
書庫	1階	726㎡						
	2階	726㎡						
	3階	726㎡						



第3 組織・予算

1 組 織



管理課業務

- ・ 予算 ・ 人事 ・ 施設管理 ・ 公文書整理、保存、管理
- ・ 公文書等の閲覧

資料課業務

- ・ 古文書等の整理、調査 ・ 近現代資料の整理、調査
- ・ 県の歴史に関する知識の普及（講座、展示等） ・ 歴史資料の閲覧
- ・ 県の歴史に関するレファレンス ・ 古文書110番 ・ 刊本、撮影資料の整理

2 予 算

令和5年度予算

運営事務費	3,795千円
庁舎維持管理費	51,003千円
広報・展示費	785千円
公文書保存管理費	7,602千円
歴史資料目録作成費	11,797千円
歴史的文書収集、調査研究費	312千円
各種教室公開講座費	165千円
県現代史調査費	1,285千円
置県140年記念事業等	3,338千円
計	80,082千円

第 4 関 係 法 規

1 公 文 書 館 法 (昭和62年12月15日法律第115号)

(最終改正 平成11年12月22日法律第161号)

(目 的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責 務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんを努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和63年政令第166号で昭和63年6月1日から施行)

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

2 富山県公文書館条例（昭和62年3月14日富山県条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、富山県公文書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書（以下「公文書等」という。）を保存し、及びその活用を図り、もって県政及び県の歴史に関する知識の普及と開かれた県政の推進に資するため、富山県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置する。

（位置）

第3条 公文書館は、富山市に置く。

（利用）

第4条 知事は、公文書館において保存する公文書等を県民の閲覧に供するほか、その展示等を行い、公文書館を広く県民の利用に供するものとする。

2 知事は、公文書館の管理上支障があると認めるときは、公文書館の利用を制限することができる。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

3 富山県公文書館条例施行規則（昭和62年3月28日富山県規則第16号）

改正 平成元年4月27日規則第31号 平成4年7月27日規則第58号

平成6年3月31日規則第23号 令和3年3月3日規則第1号

令和6年3月29日規則第19号

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県公文書館条例（昭和62年富山県条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧）

第2条 富山県公文書館（以下「公文書館」という。）において保存する県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書（以下「公文書等」という。）を閲覧しようとする者は、公文書等閲覧申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 公文書等の閲覧は、閲覧室においてしなければならない。

（複写）

第3条 公文書等の複写を依頼しようとする者は、公文書等複写依頼書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 公文書等の複写を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

（館外貸出し）

第4条 公文書等の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、学術研究、社会教育等の公共的目的のために行う展示会等に出品するため館外貸出しの依頼があった場合で、知事が公文書等の亡失又は損傷のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

(インターネット等による利用)

第4条の2 知事は、公文書等の画像等の情報を、インターネットの利用により公開すること等の方法によって一般の利用に供するよう努めるものとする。

(令6規則19・追加)

(利用に供しない公文書等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する公文書等については、これを利用に供しないことができる。

- (1) 個人若しくは団体の秘密の保持上又は公益上の理由により利用に供することが適当でない公文書等
- (2) 一定の期間利用に供しない条件で寄贈又は寄託を受けた公文書等で当該期間を経過していないもの

(休館日)

第6条 公文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日までの日
- (4) 12月28日から同月31日までの日

(平元規則31・平4規則58・一部改正)

(開館時間)

第7条 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平4規則58・平6規則23・一部改正)

(入館の禁止等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公文書館への入館を禁じ、公文書館の利用を停止し、又は公文書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公文書館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 公文書館の施設、設備又は公文書等を汚損し、又は損傷するおそれのある者
- (3) 公文書館の利用に関する知事の指示に従わない者

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第31号）

この規則は、平成元年5月14日から施行する。

附 則（平成4年規則第58号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第23号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 公文書館公文書等取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公文書館における公文書等の収集、整理及び保存に関し必要な事項を定めるものとする。

（収集対象）

第 2 条 公文書館において収集の対象とする公文書等は、次のとおりとする。

- (1) 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）第62条及び63条、富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年教委訓令第 1 号）第62条及び63条並びに富山県企業局文書管理規程（昭和62年企規程第 3 号）第58条及び第59条の規定により廃棄決定された公文書（行政文書）
- (2) 県の歴史に関する古文書及び近現代文書（歴史文書等）
- (3) 県の歴史に関する刊行物及びその他の資料（歴史刊行物等）

（収集規準）

第 3 条 公文書館は、前条の収集対象とする公文書等の中から歴史的に重要な価値のあるものを、別記 1 「公文書等収集基準」に基づき、選別し収集するものとする。

（収集）

第 4 条 公文書等は、第 2 条第 1 号の各規程及び富山県情報公開条例の規定に基づき収集するほか、寄贈又は寄託及び複製品（マイクロフィルム等の撮影資料を含む）によるものとする。

（整理及び保存）

第 5 条 収集した公文書等は、別記 2 「公文書等整理要領」により整理し、保存するものとする。

（公文書等の廃棄）

第 6 条 公文書館が保存している公文書等のうち、館長が保存する必要がないと認めた公文書等については、廃棄決定を行い焼却等の処分により廃棄するものとする。

附 則

この要綱は平成 7 年 1 月18日から適用する。

この要綱は平成24年 3 月29日から適用する。

別記 1（公文書館公文書等取扱要綱第 3 条関係）

公文書等収集基準

1 第 2 条第 1 号関係

- (1) 各種制度及び機構の新設、変更又は廃止に関するもの
- (2) 県の総合計画に関するもの
- (3) 条例、規則等に関するもの
- (4) 予算及び決算に関するもの
- (5) 県政の執行基準、方策に関するもの
- (6) 県の行政区画、地方制度等に関するもの
- (7) 財産の取得及び処分に関するもの
- (8) 議会、行政委員会の議事に関するもの
- (9) 各種審議会、審査会、調査会その他の重要な会議に関するもの
- (10) 行政事務の執行上の監査に関するもの
- (11) 選挙に関するもの
- (12) 褒章、表彰に関するもの
- (13) 許可、認可等に関するもの
- (14) 県の重要な行事、事件、災害等に関するもの
- (15) 争訟に関するもの
- (16) 請願、陳情、要望等に関するもの
- (17) 調査、統計、年報等に関するもの
- (18) その他歴史的価値があると認められるもの

2 第 2 条第 2 号及び第 3 号関係

- (1) 古文書類
- (2) 政治、経済、社会、文化の分野において、主要な役割を果たした団体、企業、個人の活動、組織等に関するもの
- (3) 県及び地域の特色、生活習慣、伝統文化等の実態に関するもの
- (4) 主要な行事、事件、災害等に関するもの
- (5) 県の公文書、刊行物の散逸部分を補うことのできるもの
- (6) その他、県の歴史に関する文書等で保存の価値があると認められるもの

別記 2（公文書館公文書等取扱要綱第 5 条関係）

公文書等整理要領

第 1 行政文書

1 受入台帳の作成及び仮保存

- (1) 移管を受けた文書は、様式第 1 号の受入台帳（歴史的価値ある公文書選定一覧）に登録する。
- (2) 受入台帳に登録する表題は、原則として保存箱に記載されている表題により記載する。
- (3) 移管を受けた文書は、保存箱に収納した状態で 3 階書庫に仮保存する。

2 目録の作成及び保存

- (1) 保存箱により仮保存していた文書を、一定期間経過後再選別し、引き続き保存する文書は完結年度別、室課別に再製本する。この場合の室課名は、当該文書の完結時の室課名とする。
- (2) 再製本した簿冊に管理番号を付け、その内容について1件ごとに様式第2号の件名カードを作成する。
- (3) 件名カードの作成に当たって、当該移管公文書の主務課又は総務課と公開の可否について、判断の困難なものは協議するものとする。
- (4) 件名カードを基に行政文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の利用に供する。
- (5) 管理番号を付けた簿冊は、1階書庫で保存する。
- (6) 前各号の規定は順次実施する。

第2 歴史に関する文書及び史資料

1 県の歴史に関する古文書類及び近現代文書等（歴史文書等）

- (1) 受入台帳の作成
受け入れた歴史文書等は、様式第3号の寄贈公文書等台帳、様式第4号の寄託公文書等台帳に登録する。
- (2) 整理
ア 歴史文書等は、燻蒸後整理ラベルを張り封筒に入れ、保存箱に収納する。
イ 整理区分は、所蔵家別を原則とし、小量のものは受け入れ年度別で整理する。
- (3) 目録の作成
ア 歴史文書等は1点ごとに、表題、年月日、整理番号等を付し、歴史文書等仮目録を作成する。
イ この仮目録は、文書整理のため業務用として使用する。
ウ 整理された歴史文書等のうちから、計画に従い歴史文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の利用に供する。
- (4) 保存
歴史文書等は、原則として1階書庫で保管する。

2 複写文書、近現代資料及び関係史資料（歴史資料）

- (1) 受入台帳の作成
歴史資料は、資料の性格に応じて分類しまとめて登録印を押印し、受入台帳に登録する。
- (2) 整理区分
ア 複写文書は時代別・家別で50音順とし、小量の場合は合冊とする。
イ 県史資料は、古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。
ウ 撮影資料は、考古・民俗・文化財・古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。
エ フィルム資料は、複写・撮影資料の区分に従い整理する。
オ ビデオテープ等のテープ資料はリールの題名により整理する。
カ 歴史資料は上記ア～オの区分に従い、それぞれラベルを付し、整理台帳を作成する。
- (3) 目録の作成
整理台帳に記された史資料のうち、必要に応じて第3の1（3）ウの計画に合わせ歴史文書目録を作成する。

(4) 保存

歴史資料は、原則として1階書庫で保存する。

第3 歴史に関する図書、刊行物その他の資料（歴史刊行物等）

1 受入台帳の作成

受け入れた歴史刊行物等は、登録印を押印し受入台帳に登録する。

2 整理区分

歴史刊行物等は、次の区分により整理する。

- (1) 富山県全般及び越中、加賀藩、大石川県に関するもの
- (2) 県内市町村等に関するもの
- (3) 富山県以外の都道府県等に関するもの
- (4) その他歴史研究や日本史等歴史全般に関するもの

3 目録の作成

- (1) 登録済の歴史刊行物等は、受入台帳に基づき歴史刊行物等目録を作成する。
- (2) 新規に登録し又は廃棄した歴史刊行物等は、歴史刊行物等目録に加除する。
- (3) 歴史刊行物等目録は、閲覧室に備え来館者の利用に供する。

4 保存

歴史刊行物等目録に掲載された歴史刊行物等は、原則として1階書庫で保存する。

5 公文書等の利用に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県公文書館条例施行規則（昭和62年富山県規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、公文書館が保存する公文書等（以下「公文書等」という。）を県民の利用に供するため、必要な事項を定めるものとする。

（利用の方法）

第2条 公文書等を県民の利用に供する方法は、閲覧、複写、写真撮影等、館外貸出し及び出版物への掲載とする。

（利用対象公文書等）

第3条 県民の利用に供する公文書等は、次の各号のいずれかに該当する公文書等であって、検索のための目録が整備されているものとする。

- (1) 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）第66条及び67条、富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年教委訓令第1号）第66条及び67条並びに富山県企業局文書管理規程（昭和62年企規程第3号）第62条の規定により公文書館に移管した文書
- (2) 県の歴史に関する文書
- (3) 国、県、他の地方公共団体その他の関係機関から取得した刊行物その他の資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、刊行物その他の資料で県民の利用に供することが適当なもの

(閲覧)

第4条 破損又は汚損のおそれのある公文書等及び特に知事が必要と認める公文書等の閲覧については、複製物によることができる。

2 マイクロフィルム、ビデオテープその他の映像資料の閲覧については、館長が別に定める。

(複写)

第5条 公文書等複写依頼書が提出されたときは、原則として公文書館において職員が複写し、依頼者に交付するものとする。

2 複写に要する費用は、複写の枚数に10円を乗じて得た額とする。

3 国及び地方公共団体から公文書等複写依頼書の提出があったときは、複写に要する費用を免除することができる。

(写真撮影等)

第6条 写真撮影等を依頼しようとする者は、公文書等撮影承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 公文書等撮影承認申請書に係る写真撮影等は、職員の立会のもとにこれを行うものとする。

(複写及び写真撮影等の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する公文書等については、複写又は写真撮影等を承認しないものとする。

(1) 所有権者及び著作権者の承認を得ていないもの

(2) 複写又は写真撮影等により損傷をうけるおそれがあるもの

(館外貸出し)

第8条 規則第4条ただし書きの規定に基づき、公文書等の館外貸出しを依頼しようとする者は、公文書等館外貸出承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(出版物への掲載)

第9条 公文書等を出版物に掲載しようとする者は、公文書等掲載承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該公文書等の出版物への掲載について所有権者及び著作権者の承認を得ていないときは、知事は承認しないものとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

6 県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領

(目的)

第1条 富山県公文書館条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定による利用に供しない公文書等を選定することを目的に、判定委員会を設ける。

(構成)

第2条 判定委員会は、館長、管理課長、資料課長及び資料課職員をもって組織する。

(会議)

第3条 館長は、規則第5条の規定により、利用に供しない公文書等を選定しようとするときは、別表「利用に供しないことができる文書の判定基準」により、判定委員会に諮ってこれを決定するものとする。

(その他)

第4条 館長は、公文書等が県民の利用に供されるにあたり、公開・非公開などの疑義が生じたときは、判定委員会の意見を聴いて適切にこれを処理するものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表 利用に供しないことができる文書の判定基準

(富山県公文書館条例施行規則第5条に基づく)

表 示	公 文 書 内 容
1 履歴・戸籍関係	1 履歴 2 履歴事項の照会・回答 3 身分・身元の間合せ回答 4 戸籍の照会・回答 5 財産
2 服務規律関係	1 服務違反 2 懲戒処分 3 職務の適否（分限） 4 資格・免許・検定の有無
3 新聞掲載の信疑関係	聴聞事実（主として犯罪にかかるもの）
4 風評・投書関係	風評・中傷・投書にかかるもの
5 素行関係	行状・品行・行動・行為等の間合せ回答にかかるもの
6 事実関係	汚職（特別職相当職を除く）、刑事事件（一般人を含む）等
7 内申関係	1 叙勲内申 2 各種表彰内申関係 3 人事の内申（任用、進退、昇格、昇給、増俸、賞与、手当） ・退官賜金（死亡、定年、中途退職含む）
8 学校（教師、生徒） 規律違反関係	1 退学、休学、謹慎処分等 2 教師の訓導違反
9 病歴	1 遺伝ある病歴 2 出生上の疑義
10 その他	公開することによって公益を害すると公文書館長が認めたもの

※平成13年11月30日 「1 履歴・戸籍関係」に「5 財産」を追加

7 富山県文書管理規程（抜粋）（昭和62年3月31日富山県訓令第4号）

（最終改正 令和6年3月29日富山県訓令第7号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、文書（図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）を含む。以下同じ。）の適正な管理を図るため、文書の收受、処理、保管、保存、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保存文書管理者）

第10条 本庁の書庫、出先機関の長が指定する書庫等又は富山県公文書館（以下「公文書館」という。）の書庫（以下「書庫等」と総称する。）において保存する公文書（電磁的記録に係るものを除く。以下「保存文書」という。）を適正に管理するため、保存文書管理者を置く。

2 保存文書管理者は、次の表の左欄に掲げる保存文書の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者をもって充てる。

本庁の書庫の保存文書	総 務 課 長
出先機関の長が指定する書庫等の保存文書	出 先 機 関 の 長
公文書館の書庫の保存文書	公 文 書 館 長

（保存期間の種別）

第47条 公文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年及び1年とする。

（公文書館長への引継ぎ）

第55条 総務課長及び出先機関の長は、毎年度当初に、その書庫等において保存する永久又は10年の保存期間に係る公文書のうち、保存期間開始後5年を経過したものを公文書館長に引き継がなければならない。

2 総務課長及び出先機関の長は、前項の規定による公文書の引継ぎをするときは、当該公文書に文書引継（置換）票を添付しなければならない。

（公文書館長に引き継がれた公文書の整理及び保存）

第56条 公文書館長は、前条第1項の規定により引継ぎを受けた公文書について、文書保存箱ごとに管理番号を付し、これを総務課長及び出先機関の長に通知しなければならない。

2 公文書館長は、前項の公文書を室課及び出先機関の別並びに保存期間別に整理し、及び書架に配置して保存するとともに、当該公文書に係る文書引継（置換）票を保存文書の目録として整備しなければならない。

（廃棄決定をする公文書の目録の作成及び送付）

第60条 保存文書管理者は、毎年度当初に、その管理する保存文書のうち保存期間が満了したものについて、文書引継（置換）票を整理して廃棄決定をする公文書の目録を作成し、室課又は出先機関の長に送付しなければならない。

（保存期間の延長等の手続）

第61条 室課又は出先機関の長は、前条の規定により送付を受けた目録に係る公文書について、第51条の2の規定により保存期間を延長又は再延長する必要があると認めるときは、保存文書管理者にその旨を申し出なければならない

2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、保存期間の延長又は再延長の決定をし、その旨を室課又は出先機関の長に通知しなければならない。

(公文書の廃棄決定)

第62条 保存文書管理者は、前条第1項の公文書については、同条第2項の規定により保存期間の延長又は再延長の決定をしたものを除き、廃棄決定をしなければならない。

(保存期間満了前の廃棄決定)

第63条 室課又は出先機関の長は、保存期間が永久の公文書であって相当の期間が経過したもの又は保存期間が満了する前の公文書について、廃棄しなければならない特別の理由がある場合においては、当該公文書の廃棄を保存文書管理者に申し出るものとする。

2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、廃棄決定をする公文書の目録を作成し、当該公文書の廃棄決定をするものとする。

(廃棄決定をした公文書の目録の提出)

第64条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前2条の規定により廃棄決定した公文書の目録を公文書館長に提出しなければならない。

(歴史的価値のある公文書の移管の請求)

第66条 公文書館長は、第64条の規定により目録の提出を受けた場合において、当該目録に係る公文書に歴史的価値があると認めるときは、室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者に対し、当該公文書の移管を請求することができる。

(公文書館長への移管)

第67条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前条の規定による移管の請求を受けたときは、当該請求に係る公文書を公文書館長に移管しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

8 富山県情報公開条例(抜粋)(昭和61年9月30日富山県条例第51号)

(全部改正 平成13年6月27日富山県条例第38号)

(最終改正 令和4年12月16日条例第48号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の実施機関の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第31条 県は、県民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう、第2章の規定による公文書の開示のほか、情報の提供施策、公表制度その他の施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の提供施策)

第32条 実施機関は、広聴活動等により県民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供に努めるものとする。

- 2 実施機関は、報道機関への情報の提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報の提供その他の広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であつて、県民の利用に供することを目的としているものについて、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。
- 4 実施機関は、前3項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報の提供施策の拡充に努めるものとする。

(公文書の管理)

第36条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規則においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

9 富山県情報公開条例施行規則（抜粋）（平成14年3月15日富山県規則第6号）

（最終改正 令和元年6月28日富山県規則第30号）

（公文書の管理に関する定め）

第16条 条例第36条第2項の公文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な公文書の分類の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の分類の基準については、毎年1回見直しを行い、必要と認める場合にはその改定を行うこととするものであること。

(2) 当該実施機関の意思決定に当たっては文書（図面及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、アの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。

ア 当該実施機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

イ 処理に係る事案が軽微なものである場合

(3) 公文書を専用の場所において適切に保管し、又は保存することとするものであること。

(4) 公文書（その内容が軽微なものを除く。）は、完結（当該公文書の処理の手続を終えることをいう。以下同じ。）の日の属する年度の翌年度末（暦年により整理する公文書のうち、完結の日が1月1日から3月31日までの間の公文書にあつては、翌々年度末）まで保管することとするものであること。ただし、当該実施機関が必要と認めるときは、当該保管の期間を延長することとするものであること。

(5) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた公文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の保存期間の基準は、別表第2の公文書の区分に応じ、それぞれその完結の日以後の日において、公文書の適切な管理に資するものとして実施機関が定める日から起算して同表の右欄に定める期間以上の期間とすること。

(6) 公文書が完結したときは、前号の公文書の保存期間の基準に従い、当該公文書について保存期間を設定するとともに、当該公文書を当該保存期間の満了する日までの間、保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該公文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の公文書を作成することとするものであること。

(7) 次に掲げる公文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

ウ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

エ 開示請求があったもの 条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

- (8) 保存期間が満了した公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。
- (9) 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号において同じ。）が満了した公文書については、歴史的価値が認められるものとして公文書館長その他の機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。
- (10) 公文書（1年の保存期間に係る公文書を除く。）を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該公文書を廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄する公文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録（次号において「廃棄公文書名等」という。）を作成することとするものであること。
- (11) 1年の保存期間に係る公文書を当該保存期間の満了する日前に廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄公文書名等の作成を要しないことができることとするものであること。
- (12) 公文書の管理が、適正に行われるよう公文書の管理体制を整備することとするものであること。
- (13) 法令の規定により、公文書の分類、作成、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法令の定めるところによることとするものであること。

10 富山県公文書開示事務実施要綱（抜粋）

平成14年1月1日付け共同制定
最終改正 令和3年4月1日
経営企画部長、議会事務局長、教育長、
選挙管理委員会書記長、人事委員会事務
局長、監査委員事務局長、公安委員会事
務担当室長、警察本部警務部長、地方労
働委員会事務局長、収用委員会幹事、海
区漁業調整委員会事務局長、内水面漁場
管理委員会事務局長、企業局長

第2 請求を受け付ける窓口の設置等

1 窓口の設置

開示の請求を受け付ける窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
情報公開総合窓口 (以下「総合窓口」という。)	経営管理部総務課 (県庁東別館2階)
公安委員会・警察本部情報公開窓口 (以下「警察等窓口」という。)	警察本部警務部警察相談課
議会・行政委員会等情報公開窓口 (以下「議会・委員会等窓口」という。)	別表に定める課及び局内

第4 開示事務

4 開示の実施

(5) 開示の実施方法

ア 文書又は図面（次のイに掲げるものを除く）

(ア) 原本の閲覧又は原本を複写機により複写したものを交付することにより行う。ただし、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

イ マイクロフィルム、写真フィルム、スライドフィルム等

閲覧は、専用機器により映写したもの又は用紙等に印刷・印画したものを閲覧に供することにより行う。写しの交付は、用紙等に印刷・印画したものを交付することにより行う。なお、既に印画された写真は、写真フィルムではなく、アの文書又は図画として、閲覧又は写しの交付により対応することとする。

ウ 電磁的記録

(略)

(7) 写しの交付

写しの交付に当たっては、できうる限り請求者に写しの内容の確認を行い、写しの作成に要した費用を現金で徴収した後、当該写しを交付するものとする。この場合において、当該請求者に対し領収証書を交付するものとする。

第6 公文書の検索資料の作成等

1 公文書の検索資料

条例第37条に規定する公文書の検索に必要な資料は、保管文書（各課室所等の事務室内で管理されている文書）にあつては保管文書目録又は公文書目録等検索システムに登録された公文書目録（以下「公文書目録」という。）とし、保存文書（書庫等に引き継がれた文書）にあつては保存文書目録とする。

(1) 保管文書目録

ファイル分類表の写しの一部をもって保管文書目録（様式第1号）を作成するものとする。

(2) 保存文書目録

公文書を書庫等に引き継ぐときに提出する保存文書引継票に記録されている情報を整理して保存文書目録を作成するものとする。

(3) 公文書目録

文書管理システムに登録されたファイル分類表をもって公文書目録を作成するものとする。

3 目録の閲覧

(1) 保管文書目録及び保存文書目録は、窓口に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 公文書目録等検索システムを利用できる電子計算機を総合窓口に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

11 公文書等の管理に関する法律（抜粋）（平成21年7月1日法律第66号）

（最終改正 令和5年6月7日法律第47号）

（目 的）

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（地方公共団体の文書管理）

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

第5 設 置 の 経 緯

昭和39年 7 月	富山県史編纂準備のため総務部総務課に嘱託職員配置
昭和41年 7 月	「富山県史編纂要綱」制定
昭和43年 4 月	総務部総務課に県史編纂専任職員配置
昭和46年	越中史壇会が富山県議会に文書館建設を要望
昭和47年 9 月	富山県立図書館で文書館に関する調査を実施
昭和50年 4 月	総務部総務課県史編纂班に改組
昭和51年	富山県図書館協会が文書館構想を提言
昭和53年	富山県歴史教育研究会が歴史資料館建設を陳情
昭和55年	総務部総務課に文書館調査費計上
昭和56年	情報公開研究班設置
昭和57年12月	「富山県史 史料編」(全10巻)の刊行終了
昭和58年 4 月	総務部総務課に情報公開準備事務担当者配置
昭和58年 4 月	「富山県民総合計画」において公文書センターの設置を計画
昭和58年 9 月	財団法人地方自治協会に公文書センターに関する調査研究を委託
昭和59年 3 月	「富山県史 通史編」(全7巻)の刊行終了
昭和59年 9 月	「公文書センター(仮称)」建設地を県立図書館東側の県有地に決定
昭和60年10月	「公文書センター(仮称)」建設工事に着工
昭和61年 4 月	総務部情報公開準備室を総務部総務課情報公開班に改組
昭和61年12月	名称を「富山県公文書館」とすることに決定
昭和62年 3 月	「富山県公文書館条例」制定
	富山県公文書館竣工
	「富山県史 年表」刊行し県史編纂班解散
昭和62年 4 月	富山県公文書館開館
平成18年 4 月	機構改革に伴う副館長の廃止、管理課長の図書館総務課長との併任、及び情報公開窓口業務の取止め
平成22年 1 月	富山県公文書館「展示ホールのリニューアル修繕」終了
平成28年 3 月	富山県公文書館書庫棟空調設備更新
平成29年 3 月	富山県公文書館書庫棟小型産業用除湿機設置
令和 5 年 4 月	富山県公文書館書庫棟外壁及び屋上防水改修工事終了

開館時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

休館日

日曜日・土曜日・国民の祝日

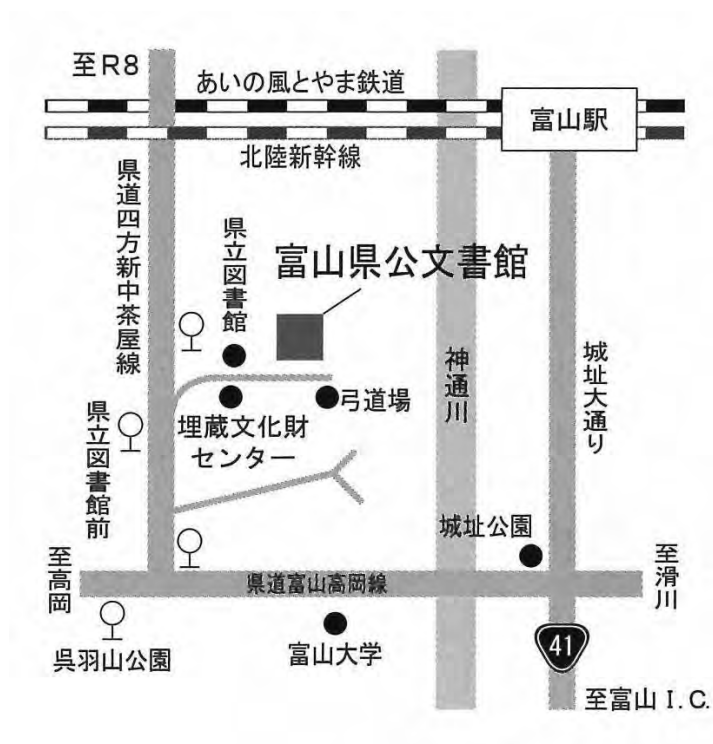
法に規定する休日

年末・年始（12／28～1／4）

交通機関

富山駅発バス

- ・北代循環〈県立図書館前〉下車……………徒歩3分
- ・四方経由新港東口行〈県立図書館前〉下車……………徒歩3分
- ・高岡小杉方面行〈呉羽山公園〉下車……………徒歩10分



富山県公文書館年報第37号（令和5年度）

〈編集・発行〉 富山県公文書館 〒930-0115 富山市茶屋町33-2

TEL 076-434-4050 FAX 076-434-4093

〈発行日〉 令和6年10月25日

●本誌は、再生紙を使用しています。



〒930-0115 富山市茶屋町 33-2 富山県公文書館 ☎076(434)4050